

東海市農業委員会総会議事録

1 日時及び場所

日 時 令和8年（2026年）1月20日（火）

開会 午後2時

閉会 午後2時40分

場 所 東海市役所（302会議室）

2 出席委員（18人）

農業委員

1番 久野光洋

2番 樋 順一

3番 坂 康彦

4番 坂 真知

5番 荒谷 知

6番 加古勝巳

7番 蟹江永規

8番 太田錦臣

9番 澤木 眞

10番 早川峰子

11番 小島康嗣

12番 小野直之

農地利用最適化推進委員

北地区 土方秀永

北地区 小野剛憲

北地区 山中正直

南地区 大村泰誉

南地区 今津英伸

南地区 井村真道

3 欠席委員（0人）

4 職務のため会議に出席した事務局職員

事務局長 濱田 融

統括主任 平松久知

主事 林 美波

5 傍聴者の数

なし

6 議事日程

別紙「定例総会議事日程」のとおり

7 議 事

(久野 光洋会長 (以下「会長」という。))

それでは、ただいまから、1月の農業委員会総会を開会いたします。ただいまの農業委員の出席は12人で、本日の総会は成立いたします。

ただいまの農地利用最適化推進委員の出席は6人です。

(会 長)

日程1「議事録署名委員の指名」を議題といたします。

お諮りします。議事録署名委員は、会長の指名とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(会 長)

御異議なしと認めます。議事録署名委員には、議席番号6番加古 勝巳委員、同じく7番蟹江 永規委員を指名いたします。

(会 長)

日程2「会期」を議題といたします。

お諮りします。今月の総会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(会 長)

御異議なしと認めます。会期は本日1日と決定いたしました。

(会 長)

日程3 議案第1号「農地法第3条(委員会)」について議題といたします。

それでは事務局から説明を求めます。

(事務局)

議案第1号「農地法第3条(委員会)」1ページについて説明させていただきます。

件数は1件、畑495㎡です。

申請番号359号は、自宅の隣接地であり、耕作が容易で効率利用ができるための3条許可申請でございます。

以上です。

(会 長)

次に、富木島地区担当委員から意見をいただきます。

申請番号359号について、山中委員をお願いします。

(山中委員)

申請番号359号については、申請地を現地確認したところ、特に問題はありません。

(会 長)

ただいまから質疑に入ります。御発言のある方は挙手願います。

(会 長)

御質問、御意見もないようですので、これで質疑を終わります。これより採決いたします。

お諮りします。本案は許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。よって議案第1号は許可することに決定いたしました。

(会 長)

日程4 議案第2号「農地法第5条(知事)」を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

(事務局)

議案第2号「農地法第5条(知事)」2ページから3ページを説明させていただきます。

件数は2件で、田738.56㎡、畑2,592.58㎡、合計3,331.14㎡です。

始めに、申請番号342号は、業績好調のため資材置場が不足するための5条許可申請です。

農地区分は、第2種農地です。許可要件を満たすため、許可できるものでございます。

続きまして、申請番号364号は、現在借地している駐車場が返却することとなったため新たに駐車場を設置するための5条許可申請です。

農地区分は、第1種農地です。許可要件を満たすため、許可できるものでござい

ます。

なお、資力、信用等に問題はありません。

以上です。

次に、大田地区担当委員から意見をいただきますが、私が進行しているため、代理で申請番号342号について、今津委員をお願いします。

(今津委員)

申請番号342号については、申請地を現地確認したところ、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(会 長)

次に、加木屋地区担当委員から意見をいただきます。

申請番号364号について、坂真知委員をお願いします。

(事務局)

先回の現地踏査時の質問内容について説明。(資材置場にコンテナを置くことは問題ないのかとの質問については、建築住宅課で手続きを行えば問題ないと説明。)

(坂真知委員)

申請番号364号については、申請地を現地確認したところ、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(会 長)

ただいまから質疑に入ります。御発言のある方は挙手願います。

(会 長)

御質問、御意見もないようですので、これで質疑を終わります。これより採決いたします。

お諮りします。本案は許可相当の意見を付して進達することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。よって議案第2号は許可相当の意見を付して進達することにいたしました。

(会 長)

日程5 議案3号「農地中間管理事業法第19条の2（農用地利用集積等促進計画一括方式）」のうち、申請番号368-6号及び368-7号を除く申請を議題と

いたします。

事務局から説明を求めます。

(事務局)

議案第3号「農地中間管理事業法第19条の2（農地利用集積等促進計画一括方式）」4ページから22ページをご説明させていただきます。

担当委員からの意見につきましては、今回新たに利用権を設定した368-1号及び369-4号のみいただきます。

件数は17件で、田8,959㎡、畑13,629㎡でございます。権利の種類は、全て使用貸借権でございます。

申請番号368-1号、368-2号、368-3号、368-4号、368-5号、369-1号、369-2号、369-4号は、主な栽培作物は水稲で、10年9ヶ月契約で権利を新規に設定するものでございます。

申請番号368-8号、368-9号は、主な栽培作物は水稲で、4年9ヶ月契約で権利を新規に設定するものでございます。

申請番号369-3号は、主な栽培作物はトマト、みかんで、20年9ヶ月契約で権利を新規に設定するものでございます。

申請番号369-5号、369-6号、369-7号は、主な栽培作物はフキで、9年9ヶ月契約で権利を新規に設定するものでございます。

申請番号369-8号は、主な栽培作物はフキで、2年契約で権利を新規に設定するものでございます。

申請番号369-9号は、主な栽培作物はチンゲン菜、小松菜で、10年9ヶ月契約で権利を新規に設定するものでございます。

申請番号369-10号は、主な栽培作物はイチゴで、4年9ヶ月契約で権利を新規に設定するものでございます。

なお、「東海市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の第4の1項の(1)ア」の要件を全て備えているものでございます。

以上です。

(会長)

次に、大田地区担当委員から意見をいただきますが、私が進行しているため、代理で申請番号368-1号及び369-4号について、今津委員お願いします。

(今津委員)

申請番号368-1号及び369-4号については、申請地を現地確認したところ、特に問題はありません。

(会 長)

ただいまから質疑に入ります。御発言のある方は挙手願います。

(澤木委員)

申請番号368-1号の借人について、今回借りる面積が多いので、それぞれの申請番号ごとの面積だけでなく、今回の全申請番号トータルの面積がどこかに書いてあるとわかりやすい。

(事務局)

次回から検討します。

(山中委員)

申請番号368-1号の申請者の年齢は。

(事務局)

75歳です。

(会 長)

大型の機械も持っておりきちんとやっている人なので問題ないかと。

(会 長)

御質問、御意見もないようですので、これで質疑を終わります。これより採決いたします。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(会 長)

よって議案第3号のうち申請番号368-6号及び368-7号を除く申請は、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、関係委員の案件である申請番号368-6号に移ります。

農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、小野 剛憲委員の退席を求めます。

(小野 剛憲委員 退席)

事務局から説明を求めます。

(事務局)

議案第3号「農地中間管理事業法第19条の2（農地利用集積等促進計画一括方式）」9ページをご説明させていただきます。

件数は1件で、畑1, 157㎡でございます。権利の種類は、使用貸借権でございます。

主な栽培作物はフキで、2年契約で権利を新規に設定するものでございます。

なお、「東海市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の第4の1項の（1）ア」の要件を全て備えているものでございます。

以上です。

(会長)

ただいまから質疑に入ります。御発言のある方は挙手願います。

(会長)

御質問、御意見もないようですので、これで質疑を終わります。これより採決いたします。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。よって議案第3号のうち申請番号368-6号は、原案のとおり決定いたしました。

(小野 剛憲委員 着席)

続きまして、関係委員の案件である申請番号368-7号に移ります。

農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、小島委員の退席を求めます。

(小島委員 退席)

事務局から説明を求めます。

(事務局)

議案第3号「農地中間管理事業法第19条の2（農地利用集積等促進計画一括方式）」10ページをご説明させていただきます。

件数は1件で、畑802㎡でございます。権利の種類は、使用貸借権でございます。

主な栽培作物はタマネギで、5年9ヶ月契約で権利を新規に設定するものでござ

います。

なお、「東海市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の第4の1項の(1)ア」の要件を全て備えているものでございます。

以上です。

(会 長)

ただいまから質疑に入ります。御発言のある方は挙手願います。

(会 長)

御質問、御意見もないようですので、これで質疑を終わります。これより採決いたします。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。よって議案第3号のうち申請番号368-7号は、原案のとおり決定いたしました。

(小島委員 着席)

(会 長)

以上で、議案第3号は、すべて原案のとおり決定いたしました。

日程6 報告第1号「農地法第3条の3(相続等による権利移動)」から、日程9 報告第4号「農地法第18条(通知)」までの4件を一括議題といたします。

事務局から説明を求めます。

(事務局)

始めに、報告第1号「農地法第3条の3(相続等による権利移動)」23ページから27ページを説明させていただきます。

件数は6件で、田3,699㎡、畑10,044㎡、合計13,743㎡です。6件とも、相続により所有権を取得したもので、あっせん希望は申請番号352号の1件です。

続きまして、報告第2号「農地法第4条(届出)」28ページを説明させていただきます。

件数は1件で、畑304㎡です。転用目的は、住宅新築です。

続きまして、報告第3号「農地法第5条(届出)」29ページから32ページを説明させていただきます。

件数は、所有権移転が3件、賃貸借権が2件で、田1, 079㎡、畑1, 165㎡の合計2, 244㎡です。

転用目的は、駐車場2件、分譲住宅建築1件、住宅建築1件、集合住宅建築1件です。

続きまして、報告第4号「農地法第18条（通知）」33ページを説明させていただきます。

件数は1件で、畑2, 655㎡です。

賃借権を解除するものです。

以上です。

（会 長）

ただいまから質疑に入ります。御発言のある方は挙手願います。

（会 長）

他に御質問、御意見もないようですので、日程6 報告第1号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」から、日程9 報告第4号「農地法第18条（通知）」までの4件を終了いたします。

（会 長）

以上で、本日の議事日程は、全て終了いたしました。

これを持ちまして、総会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

この議事録は、農業委員会事務局主事林美波が作成したものを、事務局長濱田融が校閲したものであるが、内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

会 長 久野 光洋

署名委員 加古 勝巳

署名委員 蟹江 永規